

適正処理困難物

適正処理困難物の例

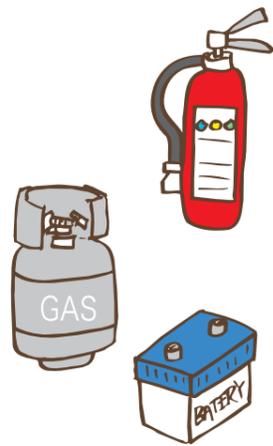
- ・ 殺虫剤、農薬、化学薬品
- ・ バッテリー
- ・ ガスボンベ
- ・ 消火器
- ・ 廃油、オイル、塗料
- ・ 感染性医療廃棄物
- ・ タイヤ
- ・ 自動車関係部品
- ・ 農業機械
- ・ 石こうボード
- ・ コンクリートブロック
- ・ 中身の入ったビン・缶類
- ・ パソコン



町にある環境美化センターで処分できない廃棄物を「適正処理困難物」と言います。有害性・危険性・引火性のあるごみや、専門的な処理を必要とするごみが該当します。

これらのごみは、町のごみ収集に出したり、環境美化センターに搬入したりすることはできません。

適正処理困難物とは？



● **適正処理困難物の問題点**
適正処理困難物はごみを集める段階で確認を行うのですが、確認できなかったものが環境美化センターに多量に集まっています。

適正処理困難物は専門的な処理が必要でその場での処分ができません。また、バッテリーや薬品のビンから液体が漏れたり、ボンベに残ったガスが爆発したり、注射針が刺さったりと、作業する人への危険性も問題となっています。

● **家庭から出た場合の処分方法**
これらのごみが家庭から出た場合は、その物を取り扱っている販売店や、製造業者などに引き取ってもらったり、民間のごみ処理業者に処分をお願いしてください。

また、適正処理困難物の中で一番多いものは中身が入ったままのビン・缶類です。

町では、10月18日(日)の「環境美化の日」に町内全域の環境美化活動を実施します。

役場でボランティア専用袋を配布しています。環境美化活動を予定している企業や団体は、早めに申し込んでください。

また、今回の清掃施設の開放は、次のとおりです。確認して、各施設に直接搬入してください。

※10月1日(木)からの処分料の有料化に伴い、直接搬入する人は、事前に環境保全課で手続きを行ってください。実施後は、役場まで「環境美化実施報告書」を提出してください。

10月は環境月間です！

環境月間中の清掃組合施設開放日と搬入物		
施設名	電話	搬入物
東部清掃工場	☎(293)5245	可燃物
環境美化センター	☎(293)1222	不燃物、資源物
緑のリサイクルセンター	☎(292)1717	草・木のみ
開放日		
10/18(日)		
開放時間		
午前8時～午前11時30分		

※不法投棄の粗大ごみなどがある場合は役場まで連絡してください。



自分が出すごみは、責任を持って正しい方法で処分しましょう！

インフルエンザ



- **インフルエンザを予防しよう**
① **栄養と休養を十分とる**
体力をつけ、抵抗力を高めることで感染しにくくなります。
- ② **人ごみを避ける**
病原体であるウイルスを寄せ付けないようにしましょう。
- ③ **適度な温度・湿度を保つ**
ウイルスは低温・乾燥を好みます。加湿器の利用や、ぬれたタオルなどを室内に干すなどして適度な湿度を保ちましょう。
- ④ **手洗い・うがいをこまめにする**
手洗いは接触による感染を、うがいは、のどの乾燥を防ぎます。
- ⑤ **マスクを利用する**
予防のためだけでなく、インフルエンザにかかった人が着用することで、咳やくしゃみによる感染を防ぐ効果があります。

インフルエンザは、インフルエンザウイルスに感染することによって起こります。現在、国内でも新型インフルエンザが流行しています。季節性も新型もインフルエンザにかかった人が、咳やくしゃみなどをするにより、ウイルスが空気中に広がり、それを吸い込むことによって感染します。

インフルエンザの症状

- 症状がでたら、すぐに受診を
- 突然の発熱
- 悪寒(寒け)
- 頭痛
- 関節や筋肉の痛み
- 倦怠感や疲労感

全身症状が強いのが特徴で、インフルエンザが流行すると、短期間に大勢の人を巻き込んでしまいます。症状が出たら、すぐに受診しましょう。

また、新型インフルエンザの大流行に備えて、各種の備えをしておくことが大事です。広報おつー2月号のすこやか通信を参考にしてください。

季節性インフルエンザ予防接種

委託医療機関で、希望者に季節性インフルエンザの予防接種を実施します。この予防接種は季節性のインフルエンザ予防のためであり、現在流行している新型インフルエンザを予防するものではありません。

● **行政措置(町が行う予防接種)**
満3歳～64歳までの町民
接種回数 1～2回

● **定期接種**
65歳以上の町民
接種回数 1回

季節性インフルエンザ予防接種 委託医療機関

	医療機関	電話番号	住所
町内	あらいクリニック	(293)2358	錦野394
	いしはら皮膚科クリニック	(293)3003	室215-8
	岩倉整形外科医院	(293)8888	室532-1
	勝久病院	(293)5000	室261-9
	さとう医院	(293)2550	室377-1
	しばた内科クリニック	(293)2050	室55
	竹田津医院	(293)2521	室156
	たしろクリニック	(340)3220	大津1212-27
	樽美外科整形外科医院	(293)2100	大津1177
	なみかわ小児科	(293)1163	室959
町外	野沢内科医院	(293)8000	大津1483-1
	福田医院	(293)2771	大津1195
	宮本内科医院	(293)1700	室539-10
	山縣内科医院	(293)4430	大津2057
	いげざわこどもクリニック	(242)6633	合志市野々島2461
	えがみ小児科	(339)0331	熊本市楠8丁目16-63
	大津第一クリニック	(232)9595	菊陽町原水2973
	河野内科クリニック	(233)1717	菊陽町津久礼3011-4
	菊陽台病院	(232)1191	菊陽町久保田2984
	てらしま小児科医院	(232)5151	菊陽町津久礼2234-1
町外	古川医院	(232)1566	菊陽町津久礼868-5
	みやの小児科	(248)5800	合志市幾久富1866-513
	武蔵しもむら医院	(339)7561	菊陽町津久礼3600-71
	よしもと小児科	(233)2520	菊陽町原水1156-2

各医療機関で、接種日時や対応可能な年齢が異なりますので、事前予約の際に必ずご確認ください。

- **期間** 10月1日～平成22年1月末日
開始時期は各医療機関で異なるため直接ご確認ください。
- **費用** 1回の接種につき 自己負担金1,000円
- **持参するもの**
住所がわかるもの
(保険証・免許証など)
印かん
母子手帳や健康手帳

- **接種の前(1週間前)**
①必ず医療機関に事前予約が必要です。予約なしでは接種できません。
②予診票は役場または指定の医療機関に用意しています。
③その他の医療機関で接種を希望する場合は「依頼申請書」の交付申請の手続きが必要になります。
自己負担金も異なりますので、事前に、印かんと保険証・免許証など住所が分かるものを持って、必ず役場に申請してください。
- **接種後に申請した場合は補助の対象になりませんのでご注意ください。**